

買 取 業 務 仕 様 書

1 業務内容

滑川市が定める町内の資源物ステーション及び常設する各拠点回収場所より、市が回収した次の品目の買取。

(1)ダンボール (2)紙パック (3)紙製容器包装

2 契約種別

複数単価契約（複数の物品等について見積もった各単価のすべてが予定価格以上であり、かつ、各単価に売却予定数量を乗じて得た金額の合計額が最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。）

3 履行期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

4 売却予定数量

(1)123,000kg (2)5,000kg (3)45,000kg

5 入札金額

1kgあたりの単価（税込、小数点第1位止め）並びに各単価売却予定数量を掛けた金額の合計額

6 引渡場所

(1)(2)(3) 貴社指定場所

7 引渡方法

(1)(2)(3) 引渡しを基本とする（持ち込み）

8 積込方法

(1)(2)(3) 指定なし

9 引渡頻度

(1)月8回程度とする (2)月1回程度とする (3)月2回程度とする

10 作業日時

収集運搬業者において作業時間内に搬入するよう指示してあるが、天候状況、道路交通状況、また品目毎の排出量によって時間が前後することがあるのでこれに配慮し、対応すること。

また、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する場合も収集を行うので、これについても受入をし買取ること。ただし、市が特に指定した場合は、この限りでない。

11 契約金額の変更

- ・ 契約期間内に市場価格等の変動により契約単価の変更の必要があると認めるときは、協議の上、契約単価を変更することができる。
- ・ 契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税率等額に変動が生じた場合は、契約単価に相当額を加減して売買する。

12 その他

- ・ 売却予定数量は見込であり実績を保証するものではない。
- ・ 計量については、全品目買い手側の計量機器で実施する。

13 遵守事項

第三者に対し業務の全部又は一部の実施を委託若しくは請け負わせ、又は一切の権限を譲渡してはならない。

14 報告

1 箇月ごとに買取り量の報告書をまとめ、計量伝票の写しと共にその翌月の 10 日までに提出すること。

15 代金の納付

報告書が届き次第、市が納付書を作成し送付するので、月末までに市の指定する金融機関等で資源ごみの売却代金を納付すること。

16 協議

この仕様書について生じた疑義については、契約者間で協議し定めるものとし、お互いに争議の無きよう、問題の解決に努めることとする。